

京都市告示第336号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和8年9月3日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じていない土地

(1) 土地の所在地

京都市中京区大宮通六角下る六角大宮町226番

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

1,2-ジクロロエチレン

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じている土地

(1) 土地の所在地

京都市中京区大宮通六角下る六角大宮町226番

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の2の項の中欄に定める「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)